

法曹養成制度改革論議と法学教育

孝 忠 延 夫

目 次

- 一．はじめに
- 二．二一世紀の日本社会と司法制度——新たな法曹養成制度をめざして——
 1. 二一世紀の「この国のかたち」をめぐる論議と司法観
 2. 目指されるべき新たな法曹像
 3. 新たな法曹養成制度の核となる法科大学院
- 三．新たな法学部教育への模索
 1. 法学部教育の改革——「司法試験の呪縛から解放された」法学部とは？——
 2. 法学部教育改革のためのいくつかの視点
- 四．むすびにかえて

一．はじめに

本稿は、新たな法曹養成制度の「核」としての法科大学院（日本型ロースクール）の設置が具体的日程にのぼっている中で公にするものとしては、すでに論議の決着がついたとの評価を受けうる内容をも含んでいる。しかし、日本

における二一世紀の司法をどうするかという大きな文脈の中でこの法科大学院構想を論じつつけることの意義は今なお決して減じてはいない、というのが筆者の基本的立場である。かつ、この法科大学院の設置によって既存の法学部教育は大きな影響を受けざるをえない。従来の法学教育の重要な内容の一つを法科大学院教育として特化したとき、将来の法学部における教育内容を具体的にどのようなものにしていくかは、法学部教育の理念にかかわる。また、一方で、「法学部を、法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織として存置するか、あるいは、その機能に加えて法科大学院の教育課程の基礎部分を実施する機能をも併有するものとして存置するか、各大学の判断に委ねることになる。」(二〇〇〇年八月七日)^①とのとりまとめにも見られるように、法学部教育のあり方は、各法学部に委ねられた部分も多い。この意味では、「競争的な環境の中で個性が輝く」^②法学部像を早急に提示することが各法学部に求められているのである。

筆者は、法科大学院構想が浮上した折り、関西大学で、たまたまかかる構想に対応する仕事を担当していた。その中で資料を集め、考え、全国的な動向、各大学での論議などを参考にしつつ、憲法研究者としての問題意識から著したのが本稿であり、当然のことながら筆者の個人的見解を示したものである。^③

(1) 「検討会議における議論の整理」(二〇〇〇年八月七日、文部省・法科大学院(仮称)に関する検討会議)。法学部教育のこの位置づけに批判的な見解として、斉藤浩「検討会議における議論の整理」と審議会での議論」月刊司法改革臨時増刊『法科大学院の基本設計』二六頁(二〇〇〇年)。

(2) 大学審議会「二一世紀の大学像と今後の改革方策について(中間まとめ)」(一九九六年六月)。

(3) 関西大学の法科大学院構想にかかわって、これまで公にされたものとしては、法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』四三六頁(二〇〇〇年)、ジュリスト一八〇号一〇五頁(二〇〇〇年)、法律時報七二巻八号一六八頁(二〇〇〇年)などがある。

る。

二・二二世紀の日本社会と司法制度——新たな法曹養成制度をめざして——

1. 二二世紀の「この国のかたち」をめぐる論議と司法観

(1) 「この国のかたち」と「法の支配」

行政改革会議最終報告書（一九九七年二月）は、二二世紀における国家機能のあり方について、「従来日本の国民が達成した成果をふまえつつ、より自由かつ公正な社会の形成を目指して『この国のかたち』の再構築を図る」とを提言した。この最終報告を契機に、「この国のかたち」＝コンステイションをめぐる論議が真摯に交わされている⁽¹⁾。国政の重要事項を決定し、それを執行する内閣の機能は、たんなる「行政」にとどまらないことが一連の行政改革の動きや国会審議の中で明らかとなった。そして、内閣機能の強化、省庁再編成が、狭い意味での「行政改革」の文脈を大きく踏み出す形で実現されつつある。また、国民代表機関としての国会の改革についても政府・行政に対する「チェック機能の強化」、国権の最高機関としての性格と役割をどのように捉えるべきか、などが国民的な関心を呼んでいる。これら「この国のかたち」をめぐる論議の一つとして、司法改革が日程にのぼってきた。日本社会が行政主導の事前規制型社会から、公正で透明なルールに基づく自由競争を前提とする事後規制型社会への転換を迫られているという認識の下に、従来「二割司法」とも慨嘆された司法の役割を見直そうとの試みである。社会のあらゆる分野における紛争の法的解決、国際ビジネスにおけるグローバル・スタンダードへの対応、専門的な法律知識・判断力の必要性、さらには裁判外紛争解決手法において法曹の果たすべき役割の増大などが主張される。

二二世紀の「司法観」をめぐる論議の中で、「法の支配」が一つのキーワードとなっている。すなわち、司法改革の理念は、「法の支配」であるとされ⁽³⁾（「成長する法」の理念の主張も同様の趣旨と解される⁽⁴⁾）、司法の場において具体的な事実関係に基づいて経験主義的に形成される法に対する信頼を内包する「下からの秩序形成」に実効性を与える必要こそが「この国のかたち」をつくりあげていく「最後の要」であり、「法の支配」理念実現の重要な契機となるとされる。司法制度改革審議会は、「法の支配」を日本史上はじめて実現するという歴史的使命を帯びており、「法の支配」を実現するための「人的基盤整備として、法曹の量的・質的強化を掲げ、その有力な方策として法科大学院構想を選択した⁽⁵⁾」のである。日本国民になお根強い、お上依存体質を脱却し、自律的個人の形成を助けるシステムの中心として司法が位置づけられ、そのような司法実現のための抜本的改革が目指されているのである。もちろん、この自己責任、個人の自律が、社会的強者の無責任を正当化する論理に転化しないためにも司法は単なる手続保障の場にとどまらない、「実体的」権利保障の場として機能しなければならない⁽⁶⁾。「司法は、自律的個人をはぐくみ、助ける社会システムの中心⁽⁷⁾」であり、人権の擁護、国民の権利保障・救済、個人の自律的判断を支援・サポートするシステムが司法制度の中に意識的にとり入れられること、主権者即国民の司法参加が機能する制度構築が期待される⁽⁸⁾。

かかる司法制度改革は、量的な法曹人口の拡大とともに、その質的充実を重要な課題とすべきことは当然であるが、たんなる法曹人口の問題、弁護士制度改革の問題に矮小化されてはならず、長期的見通しの上に立ち、国民的論議をふまえて実現、実施されていくべきものである。また、一国の法曹養成に大学が制度的に関わることがないという世界でも稀有の現行システムは、改革の対象とされなければならない。さらに、法曹にとっても、単なる個々の制度の当否ではなく、その思考様式の転換を求めるものでもある。

(2) 司法制度改革の動向

平成十一年（一九九九年）七月に設置された司法制度改革審議会での審議において、法科大学院（日本型ロースクール）構想は、その重要な地位を占めてきた。佐藤幸治会長は、同審議会の前提認識を、「①弁護士人口の大幅増員の必要性、弁護士業務の公益的側面、および弁護士の質量両面における充実のために法曹養成制度の抜本的検討が必要であることについて、認識が一致している。②裁判官・検察官の大幅増員と裁判所・検察庁職員の充実について、認識が一致している。③法曹人口とくに弁護士人口の大幅増員については、論点整理においてすでに、プロフェッショナルスクールの設置を含めた法学教育に関する抜本的検討を加えるべきであるとされている。」⁹⁾という三点にまとめている。そして、同審議会は、第一四回（二〇〇〇年三月二日）、第一五回（三月一四日）、第一六回（四月一日）の審議で法曹養成制度改革を検討し、第一八回審議（四月二五日）において、「法科大学院構想は、……新たな法曹養成制度の核となるものとして、有力な方策であると考えられる」という見解をとりまとめた。そして、文部省に対して、法曹三者、大学関係者および審議会委員からなる「検討体制」を整え、九月までに法科大学院の入学者選抜方法、教育内容・方法、教育体制等に関する基本的事項を検討して結果を提出し、あわせて司法試験および司法（実務）修習のあり方についても意見があれば提出することを求めた。

平成十二年（二〇〇〇年）八月七日、この検討会議は、「検討会議における議論の整理」を公表し、法科大学院を大学制度上の大学院とすることを前提とした制度設計の提案を行った。

現在、司法制度改革がどのように展開していくのか、なお予断を許さない状況の下にあるが、少なくとも法科大学院構想については、その設置に向けて大きく進みつつあるということが出来る。二〇〇〇年十一月中には、司法制度

改革審議会の「中間報告」が公表されるが、いずれにしても、基本的な制度枠組みは、後述するような内容になるものと思われる。

2. 目指されるべき新たな法曹像

新たな「この国のかたち」に対応する法曹像が活発に論議されているが、そこでは、高度情報化、国際化に対応しうる最先端の法分野に精通した高度の法律専門職としての法曹像が語られることが多い。確かに、専門知識を前提として国際社会で海外の弁護士と対等にわたりあえる弁護士は、現在、あまりにも少ない。しかし同時に、将来の多元的社会、すなわち、多様な価値観をもった市民が共に働き、共に生活していることを前提とする社会において、それら市民の悩み、問題関心に親身になって対応する法曹像も忘れてはならないだろう。「多元的社会における理想の弁護士像の多様性はまた、法曹養成教育にとっても重要な含意を有する」⁽¹⁰⁾からである。日々新たに生起する紛争に対して、適切な法的判断をなしうる裁判官によって構成される裁判所が求められるとともに、裁判制度の中だけではなく、幅広い社会で活躍する、法律問題の全面的解決者 (all-purpose problem solver)、つまり、豊かな教養と人格、問題発見・問題提起能力、健全なバランス感覚をもって紛争解決・制度設計を行う能力をもつ人々が必要なのである。

「法化」社会とは、裁判件数が増加する社会ということではなく、社会的な合意・了解を形成していくプロセス、紛争予防、そして市民間の「紛争」処理手法・プロセスに司法および法曹が大きな役割を果たしうる社会のことではないだろうか。

つまり、これからの日本社会に必要な法曹像を明確にした上で、そこで必要とされる法曹をどのように養成してい

くべきなのか、法曹資格取得のプロセスをどのように制度設計すべきなのか、という論議をすべきなのである。そのためには、まず第一に、現行司法試験および司法研修所のあり方に対する批判的分析と建設的な提言、第二に、法学部教育がこれまで果たしてきた役割を再認識し、その改革と今後の法曹養成教育との関係を明らかにすること、そして、第三に、新たな法曹養成システムの中心となる、法曹養成に特化した教育機関として創設される法科大学院、「金太郎飴的法曹養成」教育¹¹ではない法曹養成基礎教育の内容、などが論議・確定されるべきであろう。

私見によれば、第一に、新たな法曹養成、すなわち、豊かな教養と批判的精神、そして人権感覚を身につけさせ、各法分野の原則的・体系的な教育を行ういうのは、大学以外にありえないという基本的立場に立つべきである。法曹人口の増加に従来の司法研修所では対応できないという消極的立論からではなく、新たな法曹養成基礎教育は、教育機関としての大学で行うべきであると考えるところである。第二に、大学はこの社会的使命を自覚し、新たな法曹養成教育の「核」を占める法科大学院の設置と教育という重要な責任を社会に対して負わなければならない。後述するように、法科大学院を軸として、その前の法学部教育はいかにあるべきか、また、司法試験および司法研修所のあり方を考えるべきだとするものである。

3. 新たな法曹養成制度の核となる法科大学院

(1) 新たな法学部教育から法曹資格取得まで

日本において法学部が果たしてきた役割およびその評価については、意見のわかれるところである。建前としての「リーガルマインドの涵養」の虚と実が否応なく明らかにならざるを得ない。しかし、いずれにしても、法曹資格取

得と法曹養成教育とに制度上リンクしていなかったことが、その限界の大きな原因の一つであったことは疑いのないところである。これまで法学部の果してきた役割を、法曹養成教育のために根本的に変えることの是非はともかく、今後の法学部教育は、法科大学院で行われる法曹養成教育の予備的基礎教育にもかかわらず学部教育と位置づけられることができる。

同時に、法曹資格と制度上明確にリンクした教育機関を設けることが必要であり、この使命を果たす教育機関は、高度専門職業人養成機関として新たに設置される法科大学院である。「法」は、高度に社会的・人間的なものである。法曹への進路決定は、人格形成期を終わっていない高校生の時点では年齢的に早すぎることも勘案し、これらを専ら扱うことになる法曹養成教育は、法学を学部において専ら学習してきた者のみならず、様々の学問分野の基礎知識を学部において学習してきた人材を幅広く吸収しうるものとして基本的枠組みの制度設計を行うことが必要である。したがって、法学部に「法曹コース」などを設ける場合でも、その選択は「開かれた」ものにしておく必要がある。

(2) 法科大学院——その基本的性格——

日本における法曹養成教育機関としての法科大学院は、高度専門職業人養成のための専門大学院として設置されるべきである。一九九六年六月、大学審議会は、「二一世紀の大学像と今後の改革方策について——競争的な環境の中で個性が輝く大学」(中間まとめ)を公表し、同年一〇月には最終報告をとりまとめ、文部大臣に提出した。この中では、大学院における高度専門職業人の養成機能が重視・強調され、「法曹養成のための専門教育の課程を修了した者に法曹への道が円滑に開ける仕組み(例えば、ロースクール構想など)について広く関係者の間で検討していく必要がある」との考えが示されていた。また、大学審議会大学院部会は、大学院のあり方についての検討を進めており、

高度専門職業人を養成しうる専門大学院、特化型大学院の構想を具体化しつつある。

この法科大学院は、法学部で行われる法学基礎教育と司法研修所などで実施されてきた法律実務研修との間に現在存在している大きな溝を埋める新たな教育機関、かつ、二つの単なる架橋にとどまらず、一発型現行司法試験の弊害を克服し、系統的な法曹養成教育の中核的役割を果たし、「実務・研究・教育の統合を目指す」¹³⁾新たな教育機関として設置される必要がある。

前述した検討会議における「議論の整理」は、この点につき、次のようにまとめている。

「法曹として備えるべき資質として、『豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野や語学力等』（基本的考え方）が一層求められており、今後の法曹養成教育は、このような資質を備えた者が法曹となるように、『点』のみによる選抜ではなく法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度』（基本的考え方）に変革することを基本理念とするものである。また、法曹養成制度の検討に当たっては、公平性・開放性・多様性等の基本的諸条件を踏まえつつ、検討を行ってきたところである。」

法科大学院の基本的な制度設計について、すでに明らかにされた点も多いが、筆者は、従来から次のように考えていた。すなわち、法科大学院は、法的な問題発見能力（分析力、思考力）、価値判断能力を段階的・系統的に修得させることを目的とする教育機関として、高度専門職業人養成のための専門大学院として設置されるべきである。この法科大学院には、法学部卒業生のみならず、多彩な学生を受け入れることが求められる。したがって、法科大学院は

三年制とし、一年次で法律学基礎教育を行うものとするのが現実的である。すべての学部卒業生に「開かれた」法曹養成教育機関とし、かつ法学部卒業生には二次入學を原則とする。入學試験については、全国統一試験を行うことも検討すべきであり、それに各大学の特色を生かした試験を加えることもできる。また、新しい司法試験は、法科大学院において一定の課目を確実に履修し、かつ、一定以上の成績を修めたことを確認・判定する試験とすべきである。従来の法学理論教育、法曹として法律実務に携わるうえで不可欠な法的判断能力の養成にかかわる部分は法科大学院で行うべきであるので、司法研修所を存続させるとしても、そこで行うべき新たな研修内容については十分な検討が必要とならう。

(3) 私立大学と法科大学院

法科大学院は、施設・設備のみならず、その教育内容が一定の「水準」をみたすものでなければならぬが、同時に、各法科大学院がそれぞれの特色を競い合い、良好な競争関係の中で、全体としての「質」を高めあう相互作用が生まれることが望ましい。多様な理念に基づいて創設される多数の法科大学院の併存を望ましいものとする制度設計が必要なのである。⁽¹⁴⁾

一世紀以上前、すでに日本の私学の幾つかは「法律専門学校」、すなわち法科大学院的発想の下に設立された。それら私学の建学の父祖たちの想い、理念が今、改めて認知されようとしている。⁽¹⁵⁾

したがって、新たな法曹養成制度として設置される法科大学院の中で、私学の果たすべき役割は、以前にも増して大きくなる。多人数教育、少人数演習、インターンシップなどの教育方法・技術の工夫において長年の蓄積を有する私学は、均質化されない独創的で柔軟な発想をもつ法曹の養成の担い手にふさわしい。

例えば、関西大学法科大学院（仮称）は、教育理念として、次の内容を有するものとするなどが考えられる。

- (a) 関西法律学校の精神と歴史をふまえた法科大学院とする。
- (b) 人権の擁護、市民に開かれた司法の担い手、すなわち市民感覚に根ざし、市民のための法律家を養成する。
- (c) 関西からアジアへ、そして世界に視野を広げ、豊かな国際性を持つ国際的法曹を養成する。
- (d) グローバル化、情報化に対応する高度専門職業人養成教育を実施する。

また、関西大学法科大学院（仮称）は、多彩な学生に法曹養成課程へのアクセスを保障しうるものとするために、昼夜開講制をとり、現在および将来の多様なニーズにも応えうる「開かれた」システムを採用する、ことなどである。

(4) 法科大学院の教育（目的、内容、および方法）

法科大学院の教育目的と教育内容については、二〇〇〇年九月二〇日、文部省の検討会議での検討結果が司法制度改革審議会に提出され、これを受けて同審議会が一月中旬には「中間報告」を公表することである。本稿が公になるころには、大枠が確定しているはずであるので、ここでは、関西大学での論議をふまえた私見の概略を記すにとどめる。

① 教育目的

法科大学院は、法曹養成教育機関としての明確な制度設計が必要であるが、同時に（その前提として）、どのような人材が求められ、どのような人材を育てようとするのかを教育内容からもハッキリと伺い知ることのできるものとしなければならない。略言すれば、法科大学院は、法的な問題発見能力（分析力、思考力）、批判能力、価値判断能力、問題解決能力を段階的・系統的に習得させることを目的とする法曹養成教育機関である。

そこでは、まず第一に、法律学基礎知識を習得していること（入学前教育、あるいは法科大学院一年次教育）をふまえて、専門知識を深化させる理論教育を行い、論理的思考力を育成することがその教育内容となろう。この理論教育は、実務との接点をたえず念頭においた専門教育であり、現代社会が求めている「応用力」の養成、すなわち「応用法学」教育といえる。

第二に、法的解決を求められる具体的事例に直面したとき、自分の頭で考え、一定の価値判断を行い、その法的解決能力を養成する教育を行う機関である。具体的にいえば、先ず、(a)事例に含まれている法的問題を発見し、そして、(b)その分析と価値判断を行い、さらには、(c)その法的解決可能性を探ることである。法科大学院は、学生を自分の頭で考えざるを得ない状況に追い込む資料と環境が整備されていなければならない。これらの能力を学生が口頭で明瞭に表現できるようにするとともに、説得力のある文章を書けるようにすることも重要である。

第三に、人権意識の涵養を促進することである。臨床教育と学外研修は、学生を現実の世界にさらし、自分の頭で適切な紛争解決策を「決断」しなければならないところへ追い込む教育である。臨床教育の中でも、法曹倫理の重要性を意識的に教育することが大切である。

② 教育内容

各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重しようとするならば、法科大学院の統一的な教育内容は、コア科目を限定し、それらを必修科目（あるいは選択必修科目）とし、卒業所要単位数を定めることなどに限定されるべきであろう。

法科大学院での教育科目の大綱については、大方の一致が形成されつつあるが、(a)六法系基礎科目、(b)六法系展開

科目、(c)先端応用・実務科目、(d)基礎科目（法曹倫理を含む）などの分類がなされており、比較法的知識と語学力の習得の必要性も強調されている。実務科目のみならず、六法系科目においても、実務家出身の教員と研究者教員の連携は欠かせない。法曹倫理科目では、「法曹三者の積極的かつ主体的な協力が必要となる」。また、選択科目群としては、国際関係、公共政策、市民生活、企業関連法務などが考えられるが、これらの科目設置については、各法科大学院がそれぞれの「持ち味」を工夫する余地を残すべきであろう。

③ 教育方法

プロセスとしての法曹養成教育を実現するためには、段階的系統的な学習と授業内容・方法の有機的関連性が重要である。一般的には少人数教育の必要性が指摘されているが、この「少人数」が具体的に何人程度なのかは、科目内容・授業形態によって違ってくる。例えば、ソクラテイク・メソッドで行う講義の場合、あまりに少人数だと学生の様々な意見を引き出しつつ論点を明確にしていくという手法が不可能となる。一方、演習は、二〇〜三〇人程度を限度とすべきであろう。また、演習には、複数担任（チーム・ティーチング）をとり入れることが望ましい。実体法と手続法のそれぞれの専門家が同一演習を担当し、複合モデルケース分析の幾つかの「切り口」を示しつつ、演習を行うこと、あるいは演習テーマに応じて民法と商法（一般法と特別法、これに行政法の教員が加わることも考えられよう）の教員が複数担任する、さらには、領域横断的分析（例・不法原因給付と横領罪）のための複数担任などの工夫を行うことは、今後の法曹養成教育にとって必要不可欠の手法とも考える。

(1) 「特集 行政改革の理念・現状・展望——『この国のかたち』の再構築」ジュリスト一六一年号（一九九九年）、野中俊彦／藤田宙靖／小島武司「鼎談 『この国のかたち』が変わる」法学教室二四一号一頁（二〇〇〇年）など参照。

- (2) 政府・行政に対する国会のチェック機能の強化については、拙稿「議会の機能の強化」ジュリスト一一三三号一〇五頁（一九九八年）。今関源成は、司法制度改革審議会の「論点整理」の「ナラティブ」がいうように司法改革が行革の仕上げであるならば、行革会議最終報告でいわば傍論として語られた『司法改革』の役割は行政に対するチェック機能の強化であったはずである」と述べる。今関源成「法曹三者の意見聴取と『論点整理』」法律時報七二巻二号四六頁、四八頁（二〇〇〇年）。
- (3) この「法の支配」の概念は、「法治主義」と同様に非常に論争的なものである。また、「それ自体多義的で、国民主権との関係でもいろいろな理解がある」ことは、佐藤幸治も明言している。同・「司法改革はさまざまな改革の要である」（法律時報増刊シリーズ『司法改革』一頁、五頁（二〇〇〇年））。高田敏「法治主義と行政訴訟・憲法訴訟」園部逸夫先生古稀記念『憲法裁判と行政訴訟』（一九九九年、有斐閣）三七三頁、など参照。また、これらの言葉は、「自分とは反対の制度を自分と区別し、かくして自己の優越性と、それとは反対の制度を排撃すべきことを主張するために用いられる一種の魔術的な呪文のことばといっている」役割を帯びている（鶴飼信成「法治国家と法の支配」法学文献選集『法と国家―権力』一五一頁（一九七二年））ことを了解したうえで、なお今日「法の支配」を積極的に意味づけることの意義は否定しえないであろう。
- (4) 阿部昌樹『安定した法』から『成長する法』へ―自由と正義五―巻一頁六四頁（二〇〇〇年）。
- (5) 宮澤節生「法科大学院設置の本来的意義と制度設計の基本的要素」月刊司法改革臨時増刊『法科大学院の基本設計』三八頁、四一頁（二〇〇〇年）。
- (6) 佐藤幸治の司法観（司法の本質構造把握）については、かねてより「私的紛争型の司法観に偏しすぎるのではないか」（高見勝利「日本―権力分立論の展開」比較法研究五二号九一頁（一九九〇年））などの批判があり、最近では小沢隆一が人格的自律論と規制緩和論との親和性を指摘する。小沢隆一「『国家改造』と『司法改革』の憲法論―佐藤幸治氏の所説をめぐって」法律時報七二巻一頁六二頁（二〇〇〇年）。
- (7) 佐藤幸治ほか（座談会）二二世紀の司法を語る―自由と正義五〇巻一―号四二頁（一九九九年）。
- (8) 宮澤節生・前掲四一頁。なお、田中成明「司法システムをめぐる『法治』『非法治』」東京大学社会科学研究所編『20世紀システム5』（一九九八年、東大出版会）一七八頁以下、等も参照。
- (9) 司法制度改革審議会第一四回議事録。

- (10) 阿部昌樹「多様な理念に基づく多数のロースクールを」月刊司法改革四号四二頁(二〇〇〇年)。
- (11) 伊藤進「明大の法曹養成教育と法科大学院の骨子について」ジュリスト一七三号一六五頁(二〇〇〇年)。
- (12) 柳田幸男「日本の新しい法曹養成システム(下)」ジュリスト一二二八号六五頁(一九九八年)。
- (13) 遠藤直哉「実務・研究・教育の統合を目指す法科大学院構想」自由と正義五〇巻五号二四頁(一九九九年)。
- (14) 阿部昌樹・前掲四五頁。この点につき、文部省の合田隆史課長も次のように述べる。「専門職業人として必要とされる能力は多様であり、必ずしも特定の専門大学院がそのあらゆる分野を均等にカバーする必要はない。むしろ、各大学の自主性・自立性を基本とした個性的な発展という大学改革の理念に則し、各大学院がそれぞれに特色を持ち、さまざまな専門性を有する人材を供給することによって、全体として多様な要請に応えうる専門職集団を養成することが必要である。」(合田隆史「大学改革と専門大学院構想の課題」月刊司法改革三二九頁(一九九九年)。
- (15) 「……他方、このような官僚・法曹養成としての官学の確立期に、法曹と民間人エリートを輩出するための法学教育が、官学に対抗する形で、私学法学部によって始められていた、ということも指摘されなければならない。」(淡路剛久「基調報告 法学部教育と法曹養成の連続と不連続」法学周辺二八号四頁、六頁(二〇〇〇年)、「……私学の姿勢は、どうも最初からロー・スクールという方向を打ち出しており、そのため、法曹養成についてはきわめて大きな官と民との対立があったように思われる。……私たちの先輩たちが持っていた志というものが、こういう形でようやく日の目を見ることになったのかと、そういう感慨さえも湧いてくる。」(奥島孝康「デイスカッション・ペーパー」に対する意見——日本の大学教育の観点から」ジュリスト一一六八号三〇頁(一九九九年)など。

三. 新たな法学部教育への模索

1. 法学部教育の改革——「司法試験の呪縛から解き放たれた」法学部とは?——

(1) 法学部教育と法曹養成

従来、日本の法学部は、法曹養成をその第一の使命とはしてこなかった。法曹のみならず、社会に法学的素養を

もった多くの人材を送りだしてきたのである。ジェネラリスト養成を主たる目的とするこの法学部教育の役割は、今後とも重要であり、将来の社会においてその役割が減少するとは考えられない。しかし、法曹養成の課題を法科大学院に委ねた後の法学部教育が、ジェネラリスト養成のみを主たる任務として存続しうるかは予断を許さない。法曹志望者の学習意欲に、結果として引つ張られていたからこそ法律解釈学の講義が成り立っていたということも出来るからである。⁽¹⁾ 表現を変えれば、幅広い教養、ジェネラリスト養成ということの前提となっていたリーガルマインドの育成が「実」であったのか、近い将来に白日の下にさらされるにちがいない。

大学の大衆化、学生の明確な法律学学習意欲の希薄化などによって、法学部の教育目標を一つにしぼって定義することは困難となりつつある。相当程度の実定法知識を必要とする職種を志望する学生が存在する一方で、法律学・政治学のみならず、総合的・一般的に専門教養的な知識・学力を身につけて卒業すれば十分だと考える学生も多数存在する。したがって、最先端の研究成果を学生に教授するとともに、実務との連関をもふまえた教育、社会のニーズを的確に捉え、学生の関心、将来の進路志向に応じたカリキュラム、コース制の導入などによって法学部教育の再編成を計らなければならない。現在、法曹を志す者が法学部教育を受けず、試験予備校に通い、司法試験合格のための受験勉強に多大のエネルギーを費やすという事態は、「帯に短し、たすきに長し」(法律家になる学生には、十分専門的ではないけれども、法律家にならない多くの学生には専門的すぎる)⁽²⁾ と酷評される現在の法学部教育が制度上抱えている欠点と諸矛盾を顕在化させたものとみることができよう。

法曹養成の課題は、今後、法科大学院を軸として考えるべきであるが、法学部教育の再編成を迫る課題でもある。

法科大学院は、新たな法曹養成制度の中核機関として位置づけられるものであり、「単なる法学部の延長あるいは高

度化⁽³⁾」ではない。また、この再編成は、外部の圧力によるのではなく、「内発的な大学改革の問題として扱われなければならない⁽⁴⁾」ことはいうまでもない。社会の要請と、今後の法曹養成教育のあり方を考えると、法学部教育を法曹養成教育の「入口」、第一段階として制度上明確に位置づけることが必要である。法曹志望者への履修モデルの提示という緩やかな誘導手法も考えられるが、多くの法学部では、法曹志望、法科大学院への進学希望をもつ学生に対して、法学部の中に「法曹コース」などの名称をもつコースをつくるという方法が一つの解決策となる。「法曹コース」の開始年度、そこでの教育の具体的内容は、各法学部によって異なるだろうが、いずれにしても、(a)実定法に関する基本科目（実定法科目のコア化・再編が必要）を中心とすること、(b)教養（専門教養を含む）、語学、基礎法関連科目を重視すること、(c)学生の希望と個性を生かし、かつ、上記(b)科目を履修できるよう、サブコース（副専攻）制などの工夫を行うことが求められる。

現在、社会的に要請される法律知識は拡大する一方である。が、従来の「講義」中心型授業形態を維持したままで、法学部がこれらの要請に応え、応用的・専門的教育を行うことは不可能に近い。法学部四年間でジェネラリスト養成のために自己完結的な教育を行うことと同時に、高度専門職業人教育は、大学院で行うべきであり、学部教育は、その導入的・予備的役割を果たすにすぎない。

(2) 大学教育をめぐる新たな動き

前述した大学審議会報告書は、各大学の教育・研究の個性化の努力を求めるとともに、大学教育の具体的な改善方策を打ち出している。大学・学部が多様化、個性化の推進こそが二一世紀におけるわが国の高等教育の発展に不可欠のものとして位置づけられており、研究教育の質のなお一層の向上によって、専門的教養を身につけた人材として活躍で

きる基礎的能力、課題探究能力を育成しうる学部教育の再構築を求めているのである。

また、大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（審議の概要）」（二〇〇〇年六月）は、グローバル化時代に求められる教養を重視した教育の改善充実、新たな教養教育の在り方を考慮した教育の推進をうたっている。

今後、法学部入学者の学習ニーズ、将来の進路は、大きく変化していくことが予想される。これらのニーズに応え、多様な「個性」を育む学部教育、さらには高度専門職業人養成教育に進みうる基礎学力を着実に身につけることを可能ならしめるカリキュラム編成が必要となろう。

(3) 法学部をとりまく状況

法学部には、司法試験や上級職の公務員試験などを目指す学生から、幅広い法学的素養を身につけたいと願うもの、あるいは、法律学・政治学を学びたいというよりは、たまたま法学部に合格してしまったから入学したという学生まで、多様・多彩な学生が入ってくる。今後「少子化」傾向の続くかぎり、大学入学のみが「目的」となり、当面の目的を達成するや目的を喪失して束の間のモラトリアムを享受するというタイプの学生、与えられた必要最小限のことのみをこなしつつ、次なる就職という目的に向かっていくタイプの学生などと、法曹資格取得などの明確な目的をもって学生生活を過ごそうとするタイプの学生が「共存」する状態の困難さは一層増すものと予想される。

したがって、以前から指摘されてきたように、関心と目的を持ちえない学生には、それらを可能にするモチベーション（動機づけ）が必要であり、また、一定の目的意識をもつ学生には、目的達成を可能にする学習の場を提供する必要がある。そのためにも、カリキュラムを改革し、学生の進路、希望、そして適性に応じたコース制などの工

夫を行うことが求められる。

法科大学院構想は、従来の法学部教育の厳しい自己点検・自己評価を求めるものであり、法学部教育の改革を迫るものである。法曹養成プロセスへの参入をも視野に入れた法学部教育の抜本的な改革は、「本格的な法化社会における司法システムの基盤整備と大学の社会的責任の双方の観点からみて不可避」⁽⁵⁾だからである。もちろん、法曹教育のみが法学部教育でないことはいうまでもないが、法学部教育は、法曹教育をその明確な視野の中におさめたものでなければならぬ。「法科大学院構想」は、学生が体系的な法学教育を学部・大学院においてキチンと受け、プロセスを重視する思考方法、論理的な考え方を身につける「入口」の役割を果たすことを法学部に求めている。このことは、換言すれば、第一に、法曹を目指す特定の一部の学生のために法学部教育を変えるのではなく、法学部と法学部教育そのもののあり方にかかわる、より本質的な部分での論議をつくす必要があること、この意味で、法学教育が法曹養成教育のための「手段化」してしまったり、「前者の後者に対する従属的な再編」となってはならない。⁽⁶⁾第二に、多様なニーズをもった学生に対して、ジェネラリストからスペシャリストまでを養成しうる「入口」として、法学部教育の一定のスタンダードを設定しうる教育の「質」を求める動きだといえることができる。大学審議会が、安易な成績評価を避け、「卒業しにくい」大学を求めていることもこの文脈で理解しうる。

したがって、現在求められているカリキュラムの改革は、入学してくる多様な学生に配慮しつつ、入学してきた学生すべてに一定の内容・水準の教育を行い、社会に責任をもって送りだしうる法学教育を実施し、同時に、法科大学院などの高度専門職業人の養成コースに進みうる基礎的力量を身につけることのできるメニューも提供する法学部教育を目指すものでなければならぬ。

2. 法学部教育改革のためのいくつかの視点

(1) 実質的な「法学部廃止論」の克服

法科大学院が立ち上がった後の法学部教育については、それを教養学部（リベラルアーツ学部）化しようとの動きもある。しかし、これまでの法学部と法学部卒業生が日本社会の「法化」に果たしてきた役割は否定しえないし、今後もその役割が軽くなるとは思えない。より実質的な「法学部無用論」廃止論と思われるのは、法科大学院における法学部卒業生の扱いにみられるものであろう。法科大学院入学にあたって法学部卒業生を優遇しない、あるいは、「原則」として法学部卒業を要件としないという主張に一定の積極的意義を認めるとしても、これらの論議の前提には、ロースクール構想が浮上した当初のアメリカのロースクール導入論の残滓があり、他方で、特定法学部による法科大学院への「囲い込み」を避けようとするあまり、論が極端に走ったものがある。かかる実質的な法学部無用論は、法学部と法学部教育の抜本的改革を迫る「外圧」としては効果があるかもしれないが、制度設計としては、新たな法学部教育への模索、その真摯な作業を阻害する議論となろう。司法試験の呪縛から解放された新たな法学部教育の中で、「法と国民との乖離を埋める」幅広い人材を社会の各層に送り出していく使命を法学部は負っている。

もちろん、新たな法学部教育は、法科大学院の「開放性」、「公平性」、そして「多様性」と調和するものでなければならぬ。法学部教育と法科大学院教育が、従来の「後進国型エリート養成」教育にとどまてならないことはいうまでもないからである。すなわち、「必ずしも想像力豊かな独創的頭脳であることを必要」とせず、「早熟で記憶力の良い子供たちを早く発見して、これに可及的速やかに高い社会的地位と、ごく限られた範囲の専門的課題を与えて先進国の文化を模倣させ」ていく教育イメージは早急に克服される必要がある。法学部の「法曹コース」がこのよう

な発展途上国型のエリート養成コースであってはならないことは当然である。

(2) 知識の伝授中心からモーティベーションの涵養へ

今日、あらゆる専門分野で教育・教授すべき内容は急速に増大している。法学教育においても、従来の時間数では講義時間が足りないとの声は増すばかりである。しかし、単位数をしばり、必要最小限の時間で有効かつ効果的な教育を行う工夫が求められている。このためには、講義中心の現在のシステムを再検討することが必要となる。すなわち、問題意識を喚起し、学生が自分の力で学習しようとする力をつけることを助ける教育を基本とすべきなのである。大学の法学教育が不十分と批判される場合、「最も重要な要因と思われるのは、学生の側の法律学を学ぶモチベーションの不足である」⁽⁸⁾ことが指摘されてきた。また、現在の法学部における授業科目の多数化と多様化は、「大学におけるつまみ食い」を許し、体系的な学習の要請に反する契機を含んでいる」⁽⁹⁾ので、カリキュラムは「よりシンプルかつ有効な形に……整序すべきであ」⁽⁹⁾るとの意見も強い。複雑化し、高度化しつつある現代の法学を真面目にフォローしている教員ほど、あれも教えたい、これも教えておこななくては、という気持ちを持ちがちであるが、「教育の任務は法のルールを教え込むことではなく、学生を成熟させ、その将来に待ち受けている挑戦に備えさせることである」⁽¹⁰⁾ということを肝に命じたい。

(3) 関西大学法学部の具体的な改革案

以上の論議をふまえて、関西大学法学部の具体的な改革案の骨子を考えてみたい。改革案作成にあたっての留意点の幾つかを挙げてみる。まず第一に、卒業所要単位（現行一四〇単位）を大幅に減らし、設置基準の一四単位にする。第二に、履修制限単位についても、大幅に減らし、四〇単位程度とすることが必要となる。ただ、その場合には、

成績優秀者への緩和（履修制限撤廃）措置を同時にとる必要がある、成績優秀者が三年で卒業できる（学士号取得）可能性を開いておくべきである。第三に、成績評価のガイドラインを作成するなどして、過度に厳しい成績評価や安易な単位取得を避けるための具体的措置を考えなければならぬ。また、

- ① コア・カリキュラムを明確にするとともに、学生の多様なニーズに応えうるカリキュラムの策定
 - ② 系統的・段階的学習を保障しうる設置科目とその配当年次
 - ③ 卒業所要単位の減少にともない、専門科目以外の卒業所要単位数をも軽減する工夫
 - ④ 幅広い教養と豊かな専門教養を身につけるため、法学・政治学以外の専門科目の履修の奨励
 - ⑤ 専門科目にカウントしうる語学科目の設置、国際化・情報化時代に通用する人材の育成
 - ⑥ デュアル・デグリー（D.D.）取得をも視野に入れた学部教育システムの再編、などが考えられる。
- さらに、現行コース制度は、学生の学習希望、進路志望などに対応して抜本的に再編すべきであろう。⁽¹¹⁾
- (1) 別の言い方をすれば、法曹養成のための法学教育をすれば、リーガル・マインドも養われると自明のように考えてきた前提が崩れ、この問題が正面から問われるようになるということである。淡路・前掲一〇頁参照。
 - (2) ダニエル・H・フット「ディスカッション・ペーパーに対する意見——米国のロー・スクールとの比較という観点から」ジュリスト一一六八号二五頁（一九九九年）。
 - (3) 川端和治「法科大学院において実務家教員が分担すべき実務教育について」月刊司法改革一一号一九〇頁（二〇〇〇年）。
 - (4) 石部雅亮「法科大学院構想と法学教育改革」法律時報七二巻一一号七五頁（二〇〇〇年）。
 - (5) 田中成明「法曹養成制度改革と大学の法学教育」『京都大学法学部百周年記念論文集 第一巻』（一九九九年）五三頁。
 - (6) 戒能通厚「司法改革とロー・スクール構想」法律時報七二巻八号一頁（一九九九年）。
 - (7) 小島康裕「先進国型エリート養成制度の構想」ジュリスト九七五号六九頁（一九九一年）。

(8) 松下満雄「雑感——法学研究と法実務のあいだ」『アメリカ法一九九五—一、四二頁（一九九五年）】。

(9) 川嶋四郎「法学部教育と法科大学院教育の関係」『月刊司法改革臨時増刊「法科大学院の基本設計」七五頁（二〇〇〇年）】。「……また、今でも法学教育は過密であり、そこを思い切って整理しないことには、現代の法曹に必要な教育といって、語学から、教養教育、先端法学、さらには実務教育が持ち込まれてきた場合、かりに大学院の二年間を付加したとしても、学生の科目選択が同じように偏ったものになる危険もなくなるはない」（棚瀬孝雄「法科大学院構想と法社会学教育」『法律時報七二巻四号—二頁（二〇〇〇年）】）。

(10) マーク・レヴィン（常本照樹訳）「次世代のための法学教育」（長谷川晃編『市民的秩序のゆくえ』（一九九九年）一四三頁）。

(11) いわゆる「法曹コース」批判については、大出良知「法科大学院論議の経過と到達点」『月刊司法改革臨時増刊「法科大学院の基本設計」三三頁（二〇〇〇年）】、野島正「法学部教育と法科大学院との関係」同八〇頁、宮澤節生「法曹養成制度改革の迅速かつ着実な実現を」『月刊司法改革—二—号三六頁（二〇〇〇年）】、など参照。これまでに公表された多くの大学の構想案の中では「法曹コース」などを検討するとしたものが多かったが、いくつかの大学と全国的な法曹養成教育の論議では、批判的な論調が強い。

四、むすびにかえて

法律学校（あるいは帝国大学法学部など）が出来て百年以上経過している。近代日本において法学部がどのような役割を果たしてきたのか、今、その功罪を分析する必要があるだろう。この分析が十分なされていないところで、具体的日程にのぼってきた法科大学院設置の問題は、それが、大学教育の問題にとどまらず、今後百年の日本社会のあり方を規定する問題を内包しているだけに極めて重要な「政治課題」でもある。本稿は、それらの一端を表面的にフォローしたにすぎないものではあるが、何らかの検討の素材になれば幸いである。

（二〇〇〇年九月二〇日脱稿）

本稿は、平成二一年度関西大学法学部共同研究費に基づく研究成果の一部である。